

性的マイノリティに関する神奈川大学の基本理念と対応ガイドライン

2024年4月1日
ダイバーシティ推進室

1. 本ガイドラインの目的

神奈川大学（以下、本学と呼ぶ。）は、良識を重んじ正義を貫く「質実剛健」、進歩・前進のためには困難を厭わない「積極進取」、さらに、自立と共生の視点から主体的に新たな価値観を創造する「中正堅実」の建学の精神を掲げています。本学のあらゆる構成員は、その建学の精神の下、各個人の多様性「ダイバーシティ」（註1）を尊重しなければなりません。本学は、国内外から集う多様な学生と教職員一人ひとりが尊重されなければならないという固い意志を表すために、2018年に神奈川大学ダイバーシティ宣言を公式に発しました。本学は、その精神の下、すべての人を個人として尊重し、差別を排除するよう努めます。また、個人の自己決定を尊重し、修学や学生生活の妨げを取り除くよう対応します。

このガイドラインにおいては、ダイバーシティを以下のとおりに定義します。ダイバーシティを尊重することは、個人の人権と自由を尊重し、さまざまな違いを個性として認めることであり、それによって私たちは差別のない社会を目指すことができます。

（註1） ダイバーシティ：
性別、国籍、人種、民族、出自、宗教、性的指向、性自認、年齢、障がいなど、一人ひとりがもつ特徴の「多様性」を指します。

個人のセクシュアリティ（性のあり方）は、身体的性別（身体性の性）、性自認（心の性）、性的指向（恋愛感情が向けられる性）、性表現（表現する性）の4つの要素の組合せによって、かたちづくられていると考えられています。それぞれの要素自体が多様であり、その組合せも多様であるため、セクシュアリティ（性のあり方）は人それぞれ異なります。「性的マイノリティ」とは、性のあり方がマジョリティ（社会的多数者）とは異なる人々のことです。また性自認や性的指向等において、マイノリティ（社会的少数者）であるための無理解による差別や不利益を被りやすい立場に置かれています。

本文書は、「神奈川大学ダイバーシティ宣言」の基本理念を踏まえ、性的マイノリティの自己決定を尊重するために、本学構成員の対応ガイドラインを示したものです。主として学生への対応を念頭に置いたものですが、教職員や本学への入学を考えている方についても同じ考え方が適用されます。

個人のセクシュアリティ（性のあり方）を示す用語説明

*LGBT

Lesbian [レズビアン（女性同性愛者）]、Gay [ゲイ（男性同性愛者）]、Bisexual [バイセクシュアル（両性愛者）]、Transgender [トランスジェンダー（身体の性と異なる性別で生きる人、あるいは生きたいと望む人）]の頭文字をとって作られた言葉で、性的マイノリティ（性的少数者）を総称する代表的な語として近年広く使われています。性はとても多様であり、LGBTの枠に当てはまらない人もいることから「LGBT+」「LGBTs」などと表記されることもあります。

*SOGI（ソジ、ソギ）

「性的指向（Sexual Orientation）」と「性自認（Gender Identity）」の頭文字をとってSOGIと表現し、すべての人のセクシュアリティの内容を表す言葉として、使われています。性自認及び性的指向に関するハラスメントを「SOGIハラスメント」ということもあります。

*ALLY（アライ）

アライアンス（Alliance）からきた言葉です。アライアンスは、「同盟・提携」を意味しており、アライは「LGBTを理解し支援する人」という意味で使われています。

（参考）東京都、令和元年12月、「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」

2. 相談体制

本学は、性的マイノリティに関する悩みや困難への相談体制を整えています。性自認に基づく氏名の変更、学籍簿における性別の取り扱い等、本ガイドラインに示した内容については、「13. 問い合わせ」に示した窓口で対応します。またカミングアウト（註2）やアウティング（註3）に関する相談は、ダイバーシティ推進室で受け付けます。相談内容によっては、本人の承諾を得て、個人情報の保護に努めながら学内関係部署と連携して対応します。

（註2）カミングアウト：

自らのセクシュアリティを自分の意思で他者に伝えること（不特定多数の人に開示することを必ずしも意味しません）。

（註3）アウティング：

カミングアウトをしていない人のセクシュアリティを、本人の意思に反して、もしくは本人の意思を確認せずに他者が暴露すること。

※周囲の人が当事者からカミングアウトを受けて悩んだ際、守秘義務のある学内外の相談機関に相談することは「アウティング」とはなりません。

3. アウティングの防止及び啓発活動の推進について

アウティングは、どのような意図・状況でなされたものであっても、当事者の人権を踏みにじる行為です。またたとえ、本人にカミングアウトの意思があったとしても、その範囲や方法に関して、本人の意図と異なる形で他人に伝えた場合は、アウティングにあたります。本学では、授業や課外活動等、学生生活の諸場面において、アウティングが起きないように徹底を図ります。同時に、性自認・性的指向等の多様性についての正確な知識の普及に関わる啓発活動の推進に努めます。

4. 性自認に基づく氏名や性別の変更に関する対応

(1) 氏名の変更

本学における学生の氏名は、学籍簿上の表記に基づき学内で扱われ、学籍簿上の表記は本名（戸籍上の氏名）を原則としています。但し、本人からの申し出を検討した上で、自認する性に基づく通称名の使用を許可することもあります。入学手続きにおいて提出する住民票等の公的書類と異なる通称名の使用を希望する場合には、願い書等の書類を提出することが求められます。

(2) 性別の変更

本学における学生の性別は戸籍上のものを原則としています。但し、本人からの申し出を検討した上で、自認する性に基づく学籍登録をすることもできます。入学手続きにおいて提出する住民票等の公的書類と異なる性の学籍登録を希望する場合には、願い書等の書類の提出を求められます。

(3) 性別情報の取り扱い

本学では、特別な事情（健康診断、クラス編成、各種調査項目等）を除き、性別情報は不要との判断に基づき対応しています。名簿については、原則として性別を記載しないよう全学的に徹底を図ります。教職員の会議等においても、性別情報を含む個人情報の取り扱いについては慎重に取り扱います。

(4) 本学で発行する証明書の性別記載

本学で発行する証書等のうち、性別の記載の有無について2023年5月時点では、主に下記のとおりです。

性別の記載のないもの

学位記、学業成績証明書、卒業見込証明書、学業成績・卒業（修了）見込証明書、卒業・修了証明書、在学証明書、在籍証明書、健康診断証明書、通学証明書

性別記載のあるもの（入学手続きにおいて提出する住民票上の性が記載されます）

※学業成績証明書、卒業・修了証明書について、英文の証明書は性別の記載がありません。

(5) 大学に提出する諸書類における性別記載

本学に提出する書類のうち、性別の記入が必要なものは主に下記のとおりです。今後、これ以外の書類については、各部署とも協力の上、性別記載の必要性に関して、検討を進めます。

性別の記載のあるもの

証明書発行申請書、出願書類の志願表（国の調査で求められているため）労働者登録申請書、報酬料金明細書

(6) 卒業・修了後の証明書発行における氏名の変更について

本学を卒業・修了・退学又は除籍となったのち、本人が自認する性に基づいて氏名を変更した場合、本学で発行する証明書等に記載する氏名を変更することができます。申請にあたっては、氏名の変更を確認できる資料の提出が求められます。

5. 授業について

(1) 更衣室

更衣室は男女別となっておりますが、希望により個別対応を事前に相談できます。

(2) 教育実習等学外実習の履修

教育実習等学外実習への参加にあたって、トイレや更衣室、服装等に関して不安を感じる場合は、個別対応を事前に相談できます。ただし、受け入れ側の体制や状況により必ずしも希望に沿えるとは限りません。

(3) 授業におけるグループ分け

授業において、不必要に性別によるグループ分けをしないように周知します。

(4) 授業中における呼称

授業における呼称は、事前の相談により学生の要望に沿ったものにてできます。また、教職員に対して、共通の呼称（「さん」など）を用いるよう配慮を求めます。

6. 学生生活について

(1) 定期健康診断

定期健康診断は、学年別、男女別を実施されますが、必要に応じて個別対応を事前に相談できます。

(2) 課外活動等における更衣室・シャワー室

男女別となっておりますが、申し出により個別対応します。

(3) トイレ

男女別になっているトイレを利用しにくい場合はバリアフリートイレ（車いす対応トイレ、おむつ替え・ベビーチェア対応トイレ、オストメイト対応トイレなど）やオールジェンダートイレを自由に利用できます。各トイレの位置はホームページ掲載のバリアフリーマップで確認してください。

(4) 学生寮・学生マンション

本学には学生寮、学生マンションが複数ありますが、設備・運用は各建物で異なります。個別の状況に対して必ずしも希望に沿えるとは限りませんので、設備・運用を確認して入居を判断してください。必要に応じて個別対応を事前に相談できます。

(5) 入学式・卒業式の服装や身なりについて

入学式や卒業式には、学生の多様なアイデンティティに基づいた服装や身なりで参加できます。但し、式典であることを踏まえた上で、ふさわしい服装や身なりで参加してください。

7. 就職について

(1) ダイバーシティを推進している企業の情報収集

企業側の人事担当者との面談の際に、企業におけるダイバーシティ推進の状況について情報収集を行っています。

(2) インターンシップ、就職活動

インターンシップ時に企業へ提出する書類、または企業による本学への求人票など、各種書類における性別欄は廃止しています。インターンシップ参加希望時や就職活動時に性別の明記が必要な場合には、申し出により個別対応します。

(3) キャリア関連有資格者による個別相談

就職課では、キャリアコンサルタントの資格を持つ職員や臨床心理士の資格を持つ就職アドバイザーを配置し、学生が安心して相談できる窓口を設置しています。

8. 留学について

必ずしも希望に沿えるとは限りませんが、留学を希望する学生でサポートが必要な場合は、対応を事前に相談できます。

9. 入試について

本学への入学を希望される皆さんや、高校などの教育機関の皆さんからの、入学試験に関する相談について、個人情報の保護に努めつつ学内関係部署と連携して対応を協議します。

10. カミングアウトとアウトティングについて

カミングアウトが必要なときには、まず状況やカミングアウトする内容を整理することをお勧めします。大学の窓口や教職員に対してどう伝えればよいか迷う場合には、ダイバーシティ推進室に相談してください。アウトティングで困っている場合も、同様に相談できます。またダイバーシティ推進室の主催する勉強会や読書会に参加して他の当事者や理解者とふれあうという選択肢もあります。

11. 当事者に対する周囲の対応について

カミングアウトされたときには、性的マイノリティの当事者からの希望を踏まえながら受け止めるのが一番ですが、その秘密を口外しないことに苦痛を感じる場合もあります。「誰にも言わないで欲しい」と言われてカミングアウトされたとしても、守秘義務のある相談窓口には相談できます。また性的指向のカミングアウトは、性的関係の要求ではありません。性的マジョリティ（社会的多数者）において、異性であるなら誰でも性的関心の対象でないのと全く変わりません。

性的マイノリティの当事者が豊かな大学生活を送るためには、他のマイノリティの場合と同様に周囲の対応が重要です。当事者を理解して支援する人（アライ）として協力をしたい人は、ダイバーシティ推進室にお問い合わせください。

12. その他

本基本理念及び対応ガイドラインは、2024年4月時点のものです。今後も、よりよいものに改訂するよう努めます。

13. 問い合わせ

困ったときは一人で悩まずに、まずは大学に相談してください。いずれの窓口でも、個人情報保護されますので安心してください。本学は、一人ひとりの学生が個人として尊重され、有意義な学生生活を送ることができるように性のあり方に関して学生が抱える諸問題に取り組めます。

■ 相談窓口

ダイバーシティ推進室

E-mail : diversity-info@kanagawa-u.ac.jp

■ 学内関連部署

- ・セクシュアリティ（性のあり方）/性的マイノリティについて…ダイバーシティ推進室
- ・学生生活や学籍について…学生課
- ・授業や試験について…教務課
- ・留学生の学修や生活について…国際センター
- ・障がいに関する支援について…学生ケア・サポート課
- ・キャリアや就職について…就職課
- ・心や身体のことについて…保健管理センター
- ・入学試験について…入試センター

以 上